

社団法人日本航空宇宙工業会
役員等退職金規定

(総則)

第1条 社団法人日本航空宇宙工業会定款第17条但し書きの規程に基づき理事会の同意を得た常勤役員等(以下「役員等」と言う。)の退職金については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、役員等が退職した場合はその者、死亡した場合はその遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在籍期間1月につきその役員の本俸月額に次の割合を乗じて得た金額とする。

専務理事 100分の30

常務理事 100分の20

参与 100分の20

2 前項の退職金の額は、100分の5の範囲内で増額又は減額することができる。ただし、特別の事情がある場合には、これを下回ることができるものとする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1ヶ月に満たない端数を生じた場合は、1ヶ月とする。

(退職金の支払い)

第5条 退職金は、法令等によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事情のある場合を除き、支給事由の発生した日から遅滞なく支払うものとする。

(端数の処理)

第6条 この規程の定めるところにより退職手当の計算の結果生じた1000円未満の端数は、これを1,000円に切り上げるものとする。

(退職金の支給制限)

第7条 役員等が定款第16条(2)項に該当して解任された場合は、第1条の規程にかかわらず退職金を支給しない。

付 則

この規程は、平成 14 年 11 月 1 日から適用する。